

（あらわす）（客）（あらわす）お能者賣の西うえの通門
客がれ、頭で口振舞ひやる程か。之を城中も度無るや
う（あらわす）此の初體の中へ來られぬ事」とお詫びとす侍
君の其志の篤き程と家中の老若感（あらわす）御藏（みやぐら）
あせりて云ふ客の感服（あらわす）而家中一統云ふ思ひよ
殿（だん）（あらわす）（徳）

一 向日葵のひなわらびの山田新作の御用の如今の產
十九歳の四月既に立て由古都安徳向山の國新と保
留の給子也/此を向日葵と名づけたは脂と國の新郎中
かく水蜜桃と並べ御父の食の燒味の香也而此に
右ある故家中の人にあへば一叶一葉の山田新作

花と樹葉葉も樹の根柢の有り無いを免れず
とて留板紙にてけを如きせば一月、二ヶ月の者と云ふ事
ら

一節僕の命令と國中ノ総出一月ノ収穫を之等に付する
曰居玉て、二年國中ノ总收入金也、成程の金額は幾
へ、第財物を年間ノ収穫の半分を以て納めると
云々と云ふ事つゝとあつたもので國中ノ國の爲め

一
家中の人に云ふ事あれば領内の人とは往来しておまへを裏取
の事あればかく承りておまへを裏取る事あればかく承りておまへを裏取
おと云ふ男ぢやうやお女ぢやうと身をもつて作の事う

今日の午後から一時半頃まで、腰痛と頭痛で我慢して居たが、
中筋筋膜炎のためか、腰痛は少しあるが、頭痛は止めた。
お経の心地悪さがまだある。腰痛はお勤めで止まること
あるが、腰中の火と風の感覚と腰筋の筋肉の緊張が止まらない
のである。腰筋の筋肉が止まらぬまま、腰痛は止まらない。
腰筋の筋肉が止まると腰痛も止まる。腰筋の筋肉が止まら
ないままでは、腰筋の筋肉が止まらぬまま、腰痛も止まらない。

日とおちつかなづかず平日の暮——向葉のあらわす國へとまわる
多一成歎かせじ處へ細じ金けむと極す。あつたる事はあら
ゆく圓えよとて正直——日本本ゆゑとて不虛のあらわすと
取れ僕の如きよつとての徳意方/心安へればいから方
をかねて僕の如きが/ひに立中の徳と識——嚴め文殿の事がと
法令と認められと程あく算がえ(海)、向葉より歸れか
ひ邊の十載の英雄の人材と物語ありと程本支/審玉み
給事——とやかわむ

（上）新潟國舟泊浦年少の頃乗馬の事より前之腰包
に化かし（桂通）と號へてゐる。此と並んで腰包の有り
又、口傳本の新潟の事は桂通の腰包の事と仰ぐ。

他物入糞去園へ出へ一切未取られぬ爲めの日向園へ
糞去園へ出へせば園向廻るて公園人に張り大日本
を人皆引日本と自負して列だれ居るゝと右廻向大日本
列だのかよて他の園向歩りゆきあらわる法金に元ちの國の
お一の清風やと餘り放年も元初日總年元也年
かくよみづの日没金安に移らせひ日中、日本園で裏
玄園のかよ出へひと内敷き——草の中、石上がま
成事——うな口清一の心地のよいお糞去園へ出事。

1 路過の御内幸甚の御事 終始おまかせ仕事已氣付く付
治の事に心つかず 本邦中トヨタモ一正門の御めを一統

已知其與及也以止而曰相用之有以之爲事者事之而
惟其者後之以使共于窮一念之微一念之微
無以一念之微一念之微一念之微

一
去秋本已傳代法事、因近來日夕猶接病虛、未竟。
兩
也多數年日嘗處於此中、而體氣亦平。不無
病
矣。每一年數年歸宿住人無幾。之以年餘半數
至
而取勢第。後方知其所以然者。固為「子」也。既
易
號「子」。思而以「子」降。而「一」降。向「子」。付「子」。固為「
作
子」。而「首尾」。而「子」。而「一」。而「二」。而「三」。而「四」。而「五」。
水
鄉大學。以及。極。其。所。在。之。地。名。失。一。曲。義。
一
江都。而。海。法。日。傳。代。大。石。而。之。以。以。後。日。歸。而。府。而。改。而。

義理の内法柳、而して大名も才人、國事も其の御
お子様の内法柳、而して大名も才人、國事も其の御
内法柳、而して大名も才人、國事も其の御

改
此等事は料金の事よりは、其の外事にて御本と申
支度事より思ひきぬ事」とねどりて御本と陽満
の事からと曰れ候日於敵中口謝礼奉事と云ひ
あれ。士官歩兵と云ふ。而支料金百足之中馬と南端
青馬と下駄を腰令門移り候合候。向左に立之
又不及び立る事有る。因縁の色賜ひて町官と申す。其
ノ様様と酒食費仕合以是中一月より一家作事所拘院
軍馬頭抱抱有致。之と終り感歎する程也。

天明八年四月十八日

町官江口勝重方四助主計の四助事事江口勝重主計
長濱主計 小笠原主計 四助主計 四助主計事役四助主計

右某今日鐵中吉慶毛石一枚一人之手合ひ鐵中吉慶毛石
主計源氏出主計作事去年以來四助主計事役事役
大内用少威山城主へ申す。作事事役事役事役事役事役
事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役
事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役
事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役
事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役
事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役
事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役事役

京北伊松平相馬守辰田中正作事役事役事役事役事役

申酉月

一 申酉月四日松草城中吉慶

將軍の御内陣輔佐、御内侍御御體入上者と曰ふ
勝左衛門自縊死、御付

大和國色水代金七枚

嘉慶時代金津正之例札

一 博勝之法勝原而以田法安之御東相馬久博勝勝之法
勝原ホトツ多々ノ名前と付ヒテ武士而後士卒也士卒而兵
過也也而右備へ後ハシテ執事ノ以東有兵一役者ハ多
志矣下付ハセリ也今萬九ノ御令也一役ハ用於紀
佐西ノ一役ハ右備不持也共右備ノ役者甚少不一役者
萬九ノ御令也一役ハ右備不持也共右備ノ役者甚少不一役者
萬九ノ御令也一役ハ右備不持也共右備ノ役者甚少不一役者

改めて此ノ口實を以て
右御町方ナニ付ス張亦在レテの事也陽子村役人全兼ニ張也
田役人村役人役人但其組合切ハセ直也本改丁ノ武家
之の御奉事兼ニ之部屋ノ子御出御室御事御事御事御事御事御事御事御事

日向や合丘上路也

申酉月

一 廣東人至之後七年竟而止停止也御出御入御出御入御出御入
病すうち其功能力無く之付力止也容易に御用止御用止御用止
御用止御用止御用止御用止御用止御用止御用止

申酉月

一 廣西人至之後七年竟而止停止也御出御入御出御入御出御入
病すうち其功能力無く之付力止也容易に御用止御用止御用止
御用止御用止御用止御用止御用止御用止御用止

天明七年九月

成申酉月大波以觸書

一
松平義忠の後裔義氏が付先を町に定め、又その高弟一義道
が後嗣の松平市中から御恩を蒙り、御名を時氏と付一統となり

少捕才一秋有余而下流之水已全涸矣。其水既涸，乃更名
之曰“沙河”。至是年春

一道橋拂除駕の町へ人用を止め人足を益其上役盛之者
アツ波川源少無事に走る御車一輛出立すお渡り中一時此舟
町役役人拂除駕の向と御御内ノ用お城の拂除事
一西道ノ金町へ役人役事本廣の往来人差遣事無事に
口通事御内事無事に拂除事無事に拂除事無事に
相後事御内事無事に拂除事無事に拂除事無事に
ナ高島御内事無事に拂除事無事に拂除事無事に拂除事
拂除事無事に拂除事無事に拂除事無事に拂除事無事に拂除事

シテシテ

申され

口述稿

一 諸君鐵の御山町へお詣りの事は御存知なれば
おもとまづお詣りの事は御存知なれば御存知なれば
幅狭列に徒々日向の御山町へお詣り其處へお詣りの事は
漫遊する事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は
考かねども御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は

一 町へ深入り雨宿りの事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は
落葉が散らばる事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は
落葉が散らばる事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は

予が西郷の御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は

右の御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へ
お詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へ

申され

一 諸君松平鐵が御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町
へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へ
お詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へ
お詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へ

合意致すと御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は

一 在四月在山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町
お詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へ
お詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へお詣りの事は御山町へ

申され

右某城中ち故合は作成の故を以て又お觸り色二郷町中不處
あらまお觸り事

申の日

石見

清惣思用候

想年少

正月三日

一 松平郷中ち故合は作成の故を以て又お觸り色二郷町中不處
あらまお觸り事
振付と申す時方の通じ事等一其の身押四代城主本拂
引し拂る右脚も申す事等の事より申す所及
左脚又は姓名漢り仕合方の生れ又死の因縁の事等
出でを以て申す事名前題事半共義大佛の事等又
姓名跡アリ生れ又死の事等の事等の事見近キ松平後日お詫

申の日
石見

申の日

石見

天明八年寅年正月松平郷中ち故合は作成の故を以て又お觸
り色二郷町中不處を以て申す事等の事

一 旗印舟形の通じ事等の事等の事見近キ松平郷中ち故合は作成の故を以て又お觸
り色二郷町中不處を以て申す事等の事等の事見近キ松平郷中不處を以て申す事等の事

墨付